

Focus

令和8年8月千葉豪雨による し尿処理手数料の減免

令和8年8月千葉豪雨により被災され、次の条件を満たす方は、し尿処理手数料の減免を受けられる場合があります。

▶条件＝自宅で汲み取り便槽を利用して、令和8年8月千葉豪雨により被災されたことが確認できる方

▶持ち物

・加入者番号がわかる書類（汲み取りの作業票など）

・罹災（被災）証明書

▶申込締切＝11月30日(月)

☎・ 閩地域づくり課環境対策班

☎(70)0386



▲詳細



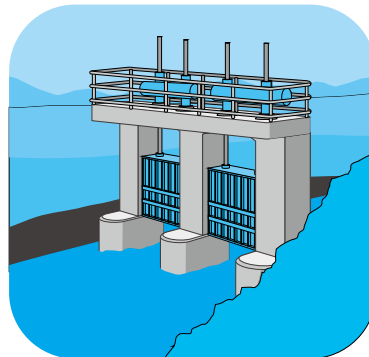
河川および排水路の水門・ 堰管理にご協力を

近年の気候変動に伴い、局地的な大雨や急な増水・溢水が頻発しています。市内では、水田への利水を目的とした水門や堰が多数設置されていますが、大雨の時に水門などが閉まったままになっていると、排水機能が低下して周辺の道路や家屋への浸水被害を助長する恐れがあります。

農業用水の確保は重要である一方、大雨時には速やかに排水を行わなければなりません。農家の皆さんにおかれましては、日ごろからの適切な管理と、大雨時および非利水期の水門などの開放にご協力をお願いします。

閩治水対策課治水対策班

☎(70)0353



麗齡セミナー (介護予防セミナー)

日本認知症協会によると65歳以上の3人に1人は認知症とその予備軍と推計されています。麗齡セミナーでは、認知症になってもならなくても、住み慣れた場所で自分らしく暮らすための準備について、お話しします。新しい認知症観について知り、脳トレ体操で認知症を予防しましょう。

▶日時＝10月20日(火)10時～11時50分

▶会場＝保健文化センター3階ホール

▶内容＝新しい認知症観と脳トレ体操

▶対象＝市内在住で65歳以上の方と家族

▶講師＝地域包括支援センター保健師

▶募集人数＝50人程度

▶申込方法＝電話、窓口

▶持ち物＝筆記用具、飲み物、タオル
※動きやすい服装でお越しください。

☎・ 閩地域包括支援センター

☎(70)0439



▲申込フォーム

生活サポーター養成研修

高齢者のちょっとした困り事や家事援助（掃除・買い物など）、送迎などの支援に役立つ基礎知識を身に付けることができる講座です。

講座を受講することで、高齢者の生活支援を担う事業所やボランティア団体（事業所）での活動もでき、また、ご自身やご家族の介護予防に備えたスキルアップにもつながります。

▶日時＝11月18日(火)、19日(水)9時30分～16時

▶会場＝中央公民館2階講義室

▶内容

生活サポーターの理解、活動内容や生活支援の方法、高齢者の身体的特徴、各事業所の活動紹介、事業所紹介とサービス提供の実践など

▶対象＝両日受講可能で、本市に住民登録のある方

▶申込方法＝電話、窓口

▶申込締切＝11月10日(火)

▶参加費＝無料

▶その他

全日程受講された方には、修了証書を交付

閩社会福祉協議会 ☎(72)1995

いきいき体力測定会

自身の身体の状態を知り、体力維持・増進や転倒予防などのアドバイスが受けられます。各測定ブースには専門職を配置していますので、随時相談することができます。

▶日時＝10月28日(水)9時～、10時～、11時～、13時～、14時～

▶会場＝保健文化センター3階ホール

▶募集人数＝各回20人

▶内容

季美の森リハビリテーション病院の理学療法士などによる体力測定

▶測定事項

質問調査（アンケート）、体力測定、インボディ測定（身体の各部位の筋肉量などを測定）、足部のトラブルチェック

▶申込方法＝電話、窓口

☎・ 閩地域包括支援センター

☎(70)0439



地域クラブ活動運営団体(二次募集)

令和9年4月から土・日曜日、祝休日に中学生を受け入れる「地域クラブ活動団体」を募集します。

子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して取り組めるよう、ご協力をお願いします。

▶対象＝スポーツ・文化団体、民間事業者など

※活動時間や休養日など、市のルール（基本方針）の遵守が必要です。

▶申込期間＝10月1日(木)～30日(金)

▶申込方法＝申込書を提出

詳細は、市HPをご覧ください。

☎・ 閩教育委員会管理課学校教育室

☎(70)0372



▲詳細

〈市立中学校部活動の活動方針(令和9年4月から)〉

(1) 土・日曜日、祝休日は行わない。

(2) 平日は、これまでどおり行う。

(3) 総合体育大会、秋季新人大会、コンクールなどの大会前1 か月は土・日曜日、祝休日でも行うことができる。

(4) 土・日曜日、祝休日は、地域クラブ活動に任意で参加できる。

児童手当制度

▶対象＝本市に住民登録があり、18歳に達した日以後最初の3月31日まで（4月1日生まれの方は前の3月31日まで）の児童を養育している方

▶支給額

・3歳未満＝15,000円 ・3歳以上高校生年代まで＝10,000円

※第3子以降は30,000円。

▶支給時期＝原則、毎年2・4・6・8・10・12月（偶数月）にそれぞれの前月分までの手当を支給

▶申請に必要なもの

・請求者名義の通帳（児童、配偶者名義の口座は不可）

・請求者および配偶者の個人番号（マイナンバー）確認書類

・本人確認書類、請求者が被用者（会社員など）であることがわかるもの（請求者の健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード、健康保険の資格確認書、年金加入証明書の写しなど）

▶注意事項

・お子さんが生まれた場合や他の市町村から転入した場合は、速やかにお手続きをお願いします。

・児童手当の支給は、認定請求を行った日に属する月の翌月分から、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとなります。

☎・ 閩子育て支援課児童家庭班

☎(70)0331

生ごみは、水切りやコンポストでたい肥化するなどし重量とかさを減らしましょう。

閩地域づくり課環境対策班 ☎(70)0386